

一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会学生部会規約

(位置づけと名称)

第1条 本部会は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会（以下「本協議会」）の部会として設置するもので、名称を一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会学生部会（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 部会は、部会員相互及び県警担当部署と緊密に連携し、各種情報交換や防犯意識の普及高揚等諸対策の推進に努め、インターネット等情報ネットワークを利用した犯罪の被害及びその拡大防止と違法・有害情報の排除を図るとともに、ネットワーク社会における県民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を推進する。

- (1) 部会員相互及び県警担当部署との連携強化と情報交換
- (2) サイバーパトロールの推進による違法・有害情報の発見、通報
- (3) サイバー犯罪被害防止のための啓発活動
- (4) 広報活動と防犯意識の普及高揚活動
- (5) その他部会の目的を達成するために必要な事項

(組織構成)

第4条 部会は、熊本県内大学に在学する学生で、部会の目的に賛同して入会した者をもって組織する。

- 2 部会員になろうとする者は、部会長を通じ本協議会会長へ入会届けを提出し、担当委員会の承認を受けなければならない。
- 3 退会の場合は、その旨を部会長に報告し、本協議会会長に届け出なければならない。尚、配布品はきれいにして返却する。
- 4 アドバイザーとして本協議会担当委員会から選任者をいれる

(役員の選任等)

第5条 部会に次の役員を置く。

- | | |
|------|---------|
| 部会長 | 1名 |
| 副部会長 | 各大学から1名 |

- 2 部会長は部会員の互選により選任する。
- 3 副部会長は、会員が在籍する各大学からそれぞれ1名を互選により選任する。

- 4 部会長および副部会長は選任後すみやかに本協議会会長へ届出し、担当委員会の承認を受けなければならない。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会を統括する。
- 6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは部会長と同一大学の副部会長がその職務を代行する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(運営会議)

第7条 部会の運営は部会長、副部会長、委員及びアドバイザーで行なう。

- 2 会議は、第2条の目的達成のため、必要の都度開催することとし、部会長がこれを招集する。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、熊本ソフトウェア株式会社に置くものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、規約の変更及び部会の運営に必要な事項は、部会においてその都度これを協議し、その内容を本協議会会長へ提出し、担当委員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 本規約は、平成27年6月23日より施行する。
- 2 本規約は、平成28年6月23日から施行する。

(改訂内容)

・第1条 名称

本部会は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会（以下「本協議会」）の部会として設置・・・

以上